

中央区誕生 15周年記念ロゴマーク

デザインガイド



令和7年1月

相模原市 中央区役所

1 デザインガイドについて

このデザインガイドは、「中央区誕生15周年記念ロゴマークの使用に関する要領」の規定にもとづき、「中央区誕生15周年記念ロゴマーク（以下、ロゴマークという。）」を使用するにあたり皆様に守っていただく、ルールを定めたものです。デザインガイドに従い適切に使用していただくようお願いいたします。

なお、印刷に使用する用紙や印刷機器の都合などにより、やむを得ずデザインガイドに従って使用できない場合は、中央区役所区政策課まで相談してください。

2 ロゴマーク作成の趣旨

平成22年に相模原市が政令指定都市移行したことに伴って中央区が誕生し、令和7年4月に中央区誕生15周年を迎えます。これを記念して、中央区誕生15周年記念冠事業やノベルティグッズなどに使用するロゴマークを制作しました。

3 ロゴマークのコンセプト

中央区のシンボルマークのさらなる定着を目指して、15周年の「15」にシンボルマークを組み合わせ、お祝いにふさわしい金色とベースカラーであるさくら色でデザインにしました。

中央区のシンボルマークは、中央区（CHUO）の頭文字Cと数字の9（区内9地区）を表し、真ん中に桜の花びらを1枚配置することで、区のまとまりを表現しています。

「市民桜まつり」の会場にもなる「市役所さくら通り」。その桜並木の咲き誇っている様子が、まさに中央区をイメージさせるのにふさわしい姿であることから、区のカラーを「さくら色」にしました。

4 ロゴマークの使用にあたってのお願い

ロゴマークは、区の個性や魅力を活かした区民主体のまちづくりのシンボルであることを念頭に、このデザインガイドにある注意事項や、諸法令及び公序良俗の範囲内での活用を厳守し、中央区ならびに中央区民のシンボルとしてふさわしい利用をお願いします。

ロゴマークに関する一切の著作権は相模原市に帰属しますので、使用者は自己のロゴマークや商標として使用することはできません。

5 ロゴマーク使用の申請

ロゴマークの使用にあたっては、「中央区誕生15周年記念ロゴマークの使用に関する要領」を確認のうえ、中央区役所区政策課に申請し、承認を受けた後に使用してください。

なお、申請が不要な場合もあります。詳しくは、同要領の第2条を参照してください。

6 ロゴマークのデザインおよびカラー

原則として以下のとおりとし、ロゴマークを使用する際には、必ず縦横比を守ってください。変形及びカラーの変更はできません。

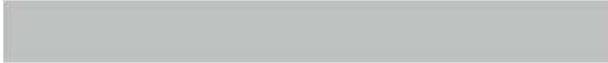
ロゴマークの印刷にあたっては、中央区役所区政策課が管理する Illustrator ファイルもしくは JPEG ファイルを使用し、正しくきれいに出力してください。

(基本形)

	カラー「さくら色」  プロセスカラー：C5/M65/Y15 RGB参考値：R229/G120/B155
	カラー「金色」  プロセスカラー：C18/M32/Y83 RGB参考値：R217/G177/B60

白黒で印刷する場合は、以下の配色としてください。

(白黒印刷の配色)

 グレー1	カラー「黒」  プロセスカラー：K100 RGB参考値：R35/G 24/B21
 グレー2	カラー「グレー」  プロセスカラー：K60 RGB参考値：R102/G 102/B102 カラー「グレー」  プロセスカラー：K35 RGB参考値：R191/G 192/B192

(ロゴマークの使用禁止例)

マークは正しく表示・使用されることが大切です。下記のような使い方はしないでください。

①ロゴマークの縦横比を変更すること



②デザインの一部を省略・変更すること



③マークの配色を変更すること



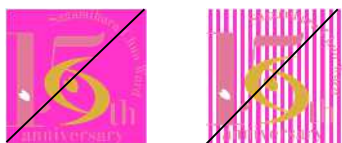
④他の要素（記号・文字等）を追加すること



⑤マークを反転・回転させること



⑥ロゴマークが背景色、柄、模様の影響を受けること（ロゴマークが明確に認識できない）



お問い合わせ先

相模原市 中央区役所 区政策課

〒252 - 5277 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所本庁舎1階

Eメール：c-kuseisaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

電話：042(769)9802（直通）FAX：042(757)2941

中央区HP：https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/chuoku/